

実施要領

- 1 業務名 東区太田川緑地仮設便所設置その他業務（単価契約）
- 2 履行場所 東区牛田新町三丁目ほか
- 3 委託期間 令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで
- 4 入札に付する工種及び他の工種の契約単価の決定
 - (1) 入札に付する工種は、作業の実施が標準的である1号工（設計書のうち 工種・名称：1号工 仮設便所リース 2基・無臭大小兼用 防臭液補充を含む）とする。

この1号工種を対象に、入札後資格確認型一般競争入札の方法により入札を実施し、落札者を決定する。
 - (2) 他の工種については、落札した1号工種の単価（消費税及び地方消費税相当額を除く。）と設計金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の比率（小数第6位以下切捨て）を他の工種の設計金額に乗じて算出し（1円未満切捨て）、100分の10に相当する額（1銭未満切捨て）を加算した金額をもって契約単価とする。
- 5 契約の締結
落札者と別紙契約書のとおり委託契約を締結する。
- 6 契約保証金
予定総額（消費税及び地方消費税相当額を含む）の100分の10以上。
ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- 7 設計書の数量について
設計書に記載している各工種の数量は、見込数量であり、契約締結後の実施数量を保証するものではない。

(補足事項1)

本件業務に配置される現場責任者（広島市委託契約約款第9条に既定する現場責任者）は受注者の被雇用者（直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）でなければなりません。

なお、被雇用者の雇用期間の要件及び雇用関係の確認方法については、建設工事に係る現場代理人の確認方法（参照先：「広島市ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)」→「事業者向け情報」→「都市整備」→「公共事業の情報化と技術管理」→「工事受注者の方へ」→「建設工事に係る現場代理人、主任（監理）技術者の雇用関係」→「建設工事に係る現場代理人、主任（監理）技術者の雇用関係について」）に準じます。

(補足事項2)

本件業務の施行について、受注者が契約内容を誠実に履行しない場合や本市の承諾なしに各作業の開始・完了時期の変更を行った場合は、指名停止措置等を行うことがあります。変更を行う必要が生じた場合は本市と協議の上、承諾を得て業務を履行してください。

(補足事項3)

広島市委託契約約款第5条第2項で「受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、当該委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。」と規定していますが、本件業務における主たる業務を第三者に請け負わせ、又は委任することについて本市は承諾しません。

(補足事項4)

仕様書等に含まれる「公園緑地等維持管理標準仕様書（令和8年1月改訂（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）」は緑化推進部公園整備課（市役所6階）及び各区役所維持管理課で閲覧できます。

また、広島市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) → 「事業者向け情報」 → 「公園・緑化」 → 「広島市の公園・緑地」 → 「広島市の公園・緑地に関するお知らせ」 → 「公園緑地等維持管理標準仕様書／道路・公園緑化ガイドライン／公園共通代価表」でダウンロードできます。

(補足事項5)

本件業務では、主たる業務以外の作業について下請を入れる場合、業務打合せ簿（公園緑地等維持管理標準仕様書の提出書類様式のうち様式8）により本市へ承諾願を提出するものとします。公園緑地等維持管理標準仕様書の提出書類様式の末尾に掲載している記入例を参考に、下請についての承諾願を作成・提出し、あらかじめ本市の承諾を得てください。